

2019年度

茨木市立東中学校『いじめ防止基本方針』

1、はじめに

「いじめ」は重大な人権侵害である。しかし、厳罰化や規範意識の醸成だけでは、防止、解決するとは限らない。「いじめ」は人間関係の中で引き起こされるのであり、それは子どもたちをとりまく環境、社会状況、大人社会のひずみのもとで起こっている。

そのことを十分に踏まえ、いじめ防止は子どもどうしの人間関係、生活実態、社会状況を総合的に捉え、対処していくことが必要である。子どもの発達段階を見定めること、学校での子どもたち同士の関係性、一人ひとりの背景や課題、集団としての具体的な課題などをふまえて関わっていくこと、その上で正義感や自己解決能力を養っていくことこそが必要である。

学校としての様々な取り組みの中で、いじめを許さない学級・学年・学校づくりに努めているが、『いじめ』事象が起きた時には、一人ひとりの背景や課題にしっかりと向き合い、保護者や地域、関係機関等と連携し解決に全力を注いでいる。そして子どもたちが互いに認め合い助け合う環境づくりを進めてきている。

教職員の認識として、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」そして、「いじめの見逃しをなくすこと」を念頭に置き、本基本方針は『いじめ防止対策推進法』第13条の規定に基づいて、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

いじめの定義

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

【いじめ防止対策推進法】

2. 学校教育目標

〈自立・自己実現ができる生徒の育成〉

- ・一人ひとりが大切にされ、ともに学びあう学校
- ・元気で生き生きとした、規律と活力あふれた学校
- ・地域や家庭とともに歩み、信頼される学校

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめ問題に対しては、事象の発生を学校教育全体の課題として受け止め、被害を受けた児童生徒の人権を守ることを基本に、集団の人権意識を高める指導が必要である。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分理解できるようにすることを旨としてなければならない。

さらに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

(2) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

3. 目指す生徒像

- ① 自分を大切にし、仲間の思いをうけとめられる生徒
- ② 自ら考え、判断し、行動できる生徒
- ③ あいさつができ、感謝の気持ちを忘れない生徒
- ④ 自分としっかり向き合い、将来を見通す力をもつ生徒

4. いじめ防止対策のための組織と基本的取り組み

各組織がそれぞれの役割を果たしつつ、有機的に連携し、特に「防止」「早期発見」に重点を置いて活動すること。また、いじめはいつでも、どこでも、誰にでも起こるという認識をもつこと。

〈組織〉

推進委員会（週1回開催）

（校長、教頭、首席、生徒指導主事、教務主任、支援教育コーディネーター、生徒会担当チーフ、各学年主任）

- ①校内研修の企画、実行（いじめの状況を見抜く力を養い、教職員の意識を高める）
- ②相談窓口（相談室など）の環境整備
- ③情報の共有

生徒指導推進委員会（週1回開催）

（校長、教頭、首席、生徒指導主事、各学年生徒指導担当者、養護教諭、スクールカウンセラー（S C）、スクールソーシャルワーカー（S S W））

- ①情報交換
- ②指導の経過報告、状況の評価、方針化

人権教育委員会（週1回開催）

（校長、教頭、人権教育チーフ、各学年人権教育担当者）

- ①人権学習、及び集団づくりの推進
- ②人権意識、集団の状況の交流

教育相談委員会（週1回開催）※今年度より新設

（校長、教頭、首席、生徒指導主事、各学年教育相談担当者、養護教諭、スクールカウンセラー（S C）、スクールソーシャルワーカー（S S W））

- ①情報交換（不登校生含む）
- ②指導の経過報告、状況の評価、方針化

〈いじめ防止対策のための取り組み〉

積極的に集団づくりの取り組みを行い、人権学習、班活動や懇談などを通じて一人ひとりとしっかりと向き合っている。いじめ問題のみを取り上げるのではなく、連帯感を養い、集団の力を高めるところを積極的に行い、いじめの防止につながっている。

- ①絆づくり、居場所作り、集団作りのため班活動などの推進
- ②ユニバーサルデザイン等による誰もが分かる授業づくりにより、自己肯定感の育成
- ③多角的な視点を育む（人権学習、道徳教育の推進、講演会実施）
- ④障がいのある生徒、外国につながりのある生徒、性的マイノリティの生徒、震災などで避難している生徒など、学校として特に配慮が必要な生徒をはじめすべての生徒にとって安心・安全な学校作り
- ⑤二者懇談や三者懇談の充実
- ⑥生徒会活動の活性化、体験活動の充実
- ⑦インターネットやSNSを使用してのいじめ対策（防止教室実施、保護者への啓発、生徒への情報教育）

5. いじめ事象が起きた時

基本的立場

- ・『いじめ』を受けている当該生徒の立場に立ってとらえること。
- ・我々の教育活動の課題が現れているものと考え、主体的に原因と解決方法を究明していくこと。
- ・絶対に許さず、解決に至るという強い決意でのぞむ。
- ・加害者自身も重大な発達課題を持っており、指導が当該生徒の健全な発達をも保障するものであるということをふまえて指導すること。
- ・「加害」「被害」のものだけでなく、その周辺にいたいわゆる「はやし立てるもの」「傍観者」などの重層的構造の中でいじめは起こっているととらえる。

具体的取り組み

- ・いじめに関する訴え、相談等を受けたときは、速やかに事実の有無を確認する。
- ・被害生徒が心身に大きな影響を与えられた場合、いじめを行った生徒等との接触を避けるなど、被害生徒の思いに寄り添った対応をするとともに、精神的なフォローをS C、S S W等と連携しながら行う。
- ・臨時生徒指導委員会を開き、きっかけ、背景などの情報収集を行い、分析と今後の方針を策定する。被害生徒を守ることを最優先とし、いじめを受けた側、いじめを行った側、及び周りにいた生徒等、関係する生徒、及び保護者への当面の対応と中・長期的な取り組みを示し実行する。
- ・臨時職員会議を開き、全教職員で状況把握と意思統一を行う。

- ・障がいのある生徒等へのいじめが生起した場合には、特段の配慮を持って対処する。
- ・速やかに市教育委員会に報告し、「いじめ対応報告書」を提出する。
- ・必要に応じて、教育委員会、関係機関と連携して対処する。

6、重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、次の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、市教育委員会と連携し、適切な調査を実施する。
- ・上記調査結果については、市教育委員会と協議の上、いじめを受けた生徒、及び保護者に対し、事実関係その他の情報を適切に提供する。

7、その他

- ・学校自己診断の項目に、いじめの早期発見に関する取り組み等を加える。
- ・学校協議会で学校の現状を示し、いじめ防止に関する論議を行う。
- ・青少年指導員と連携して、毎月「ほっ東スタジアム」を開き保護者が子育ての悩みなど気軽に相談できる機会を持つ。

2019年度 いじめの防止等に関する年間計画

	学校	児童生徒	保護者	地域・その他
4月	校内研修	学級集団作り・班作り		
5月		土曜参観・ネット講演会	家庭訪問	ほっ東スタジアム
6月		平和講演会		学校協議会 ほっ東スタジアム
7月	授業研	生活アンケート①		教育相談担当者会 ほっ東スタジアム
8月	校内研修	三 者 懇 談		
9月		学校教育自己診断		教育問題懇談会 ほっ東スタジアム
10月		一日オープンスクール		校区フェスタ 教育相談担当者会 ほっ東スタジアム
11月	授業研	人権講演会		
12月		生活アンケート②		
1月	授業研	三 者 懇 談		学校協議会
2月		進路・生き方		教育相談担当者会
3月	検証・総括	生活アンケート③		入学説明会 学校協議会
		クラスミーティング		
		二 者 懇 談		